

「議案第15号 令和2年度都城市一般会計予算」に対する附帯決議  
の動議

上記の動議を都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第14条  
第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和2年3月13日提出

発議者	都城市議会議員	<u>川内賢幸</u>
賛成者	〃	<u>永田照明</u>
賛成者	〃	<u>永田純一</u>
賛成者	〃	<u>広瀬功三</u>
賛成者	〃	<u>小玉忠宏</u>

都城市議会議長 江内谷 満義 様

## 議案第 15 号 令和 2 年度都城市一般会計予算に対する附帯決議

「議案第 15 号 令和 2 年度都城市一般会計予算」が可決されたことに当たり、下記の意見を付すものとする。

1. 中心市街地の居住推進に際しては、同じく定住人口の減少や高齢化に悩む、山之口、高城、山田、高崎、庄内、西岳、中郷、志和池を始め、市内各地域の居住人口増加につながるあらゆる施策を同時進行で行うこと。

また、歩いて暮らせる街づくりに向け、市民意識調査において公共交通への満足度が 8.6%と低い状況にあることから、中心市街地や各地区の地域生活拠点を結ぶ公共交通インフラを充実させる施策を検討すること。

2. 中心市街地の更なる活性化については、当初の計画よりあるホテルとスーパーの完成は必須であるため、この問題を解決するよう早急取組むこと。

3. 中心市街地居住推進事業の補助金交付対象となる、オーナー及びデベロッパーについては、工事等の発注において市外業者に資金が流出する懸念もあることから、地域経済循環の観点から工事等の発注先を市内業者とする条件措置を講じること。

4. 市の財政状況は、ふるさと納税の成果により、自主財源率は上昇しているが、決してゆとりある状況ではない。

そのような財政状況において、予算執行は、全ての市民に対して公平・公正にサービスを行うために慎重かつ丁寧に行うべきであり、予算執行の結果、多くの市民が恩恵を受けられるものでなければならない。

予算の提案、執行に当たっては市民ニーズをしっかりと把握し、議会及び市民に対してこれまで以上に十分な説明と情報提供を行う中で実施すること。

以上、決議する。

令和 2 年 3 月 13 日

都城市議会